

監 査 報 告 書

学校法人 松商学園

理 事 会 御 中

評 議 員 会 御 中

私たち学校法人松商学園の監事は、私立学校法第37条第3項の規定に基づき、学校法人松商学園の2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）における① 理事の業務執行状況、② 財産の状況に関して監査を実施した。

その結果、各監事による協議の上、以下のとおり報告する。

1 監査の方法

監事は、学校法人松商学園の運営に関する主要会議に出席するほか、新日本有限責任監査法人ならびに内部監査室と連携を図りながら重要な決裁書類等を閲覧するとともに会計帳簿・決算関係書類などにつき監査を行った。

2 監査の結果

- (1) 理事の業務執行に関する不正の行為又は法令もしくは寄付行為に違反する重大な事実はなく、また財産の状況は適正なものと認められる。
- (2) 会計帳簿は整然とした処理がなされ、記録すべき事項は正しく記録され、また、原始記録・証憑書類も適切に保存されており会計処理に当たっての事務手続き、処理方法も学校法人会計基準に準拠しており、指摘すべき事項は認められない。
- (3) 流動資産・固定資産の運用管理も適切であり、年度末の残高照合の結果も適正なものと認められる。

2020年5月13日

学校法人 松 商 学 園

監 事 金子 英雄 ①

監 事 青木 茂雄 ①

監 事 田中 紀夫 ①